

令和4年度大山町移住体験施設整備事業 募集要項

1 趣旨

大山町内の空き施設の有効活用及び移住交流の促進を図るため、町内の空き施設を整備して移住体験施設として活用する事業者を募集します。

2 募集事業の内容

大山町内の空き施設を整備して移住体験施設として活用する事業者を募集します。

※空き施設・・・町内に存在する、事業又は居住の用に供されていない事業所、住宅等（近く利用する者がいなくなる予定のものを含む）であって、交付決定日以降に改修等に着手するものをいいます。

※移住体験施設・・・町外に居住し、移住体験施設利用を希望する者から賃料又は宿泊料を徴収し、宿泊させるための施設をいいます。

※新築工事は対象外です。また、事業着手は交付決定日以降とし、補助対象経費は交付決定日以降の経費となります。

※空き施設を店舗兼住宅とする場合は補助対象外です。

3 募集対象者

次に掲げる要件を全て満たす方が対象です。

- (1) 個人事業又は法人の代表者であること。
- (2) 補助事業に係る経費を負担する者であること。
- (3) 空き施設を次のいずれかに該当する施設として、交付決定のあった年度の2月末までに整備し、活用する者。
 - ア 借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定される定期建物賃貸借契約に基づき賃貸借される家電家具付き住宅
 - イ 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に基づき宿泊料を受けて宿泊させる家電家具付き宿泊施設
- (4) 本補助金の申請内容に基づき、5年以上継続して営業することが見込まれること。

4 採択予定事業数

予算の範囲内で採択（予算額 1千万円）

5 補助対象経費、補助率及び補助上限

町内の空き施設を移住体験施設として整備する際の以下の経費

補助率：2分の1、上限：500万円

・施設改修費、設備導入費、備品購入費、広告宣伝費

※営業開始までの準備経費が対象です。

※土地及び建物の購入費、賃料は対象外です。

6 事業実施期間

交付決定日以降～令和5年2月末まで

7 募集締切

令和4年7月26日（火）（17時書類必着）

8 審査方法

(1) 事前相談

事前に大山町役場企画課まで申請内容についてご相談ください。

(2) 大山町移住体験施設整備事業補助金交付申請書等の提出

申請書及び添付書類を企画課まで提出してください。

(3) 審査会

大山町移住体験施設整備事業審査会にて審査を行います。評価点の合計が満点の60%を超える事業を対象に、審査委員の合議により採択事業を選定します。

9 申請・お問い合わせ先

〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋 328 番地

大山町役場 企画課 営業企画室

電話 0859-54-5202 FAX 0859-54-5216

E-mail : kikaku@town.daisen.lg.jp